

和木町社会福祉協議会 福祉員設置規程

1. 目的

福祉員は担当地域内の社会福祉問題の発見と、組織活動を推進し、地域内の福祉推進を図る。

2. 選出方法

自治会の推薦による。

3. 任期

2年とする。但し再任を妨げない。

4. 担当地域の範囲

福祉の担当範囲は、委嘱された自治会の範囲とする。

5. 委嘱

福祉員の委嘱は、社会福祉協議会会長が行うものとする。

6. 報酬

無報酬とする。

7. 任務

福祉員は、和木町社協の要請に応え、担当地区内の下記の福祉問題について福祉活動を推進し、また地区住民の福祉意欲を高め、活動を促進高揚するものとする。

1. 老人福祉問題
2. 心身障害者（児）福祉問題
3. 住民福祉問題

8. 民生児童委員との関係

民生児童委員の職務に積極的に協力する。

以上

9. 附 則 昭和60年9月19日より実施する。

附 則 平成15年8月1日より実施する。